



桶川市教育大綱
桶川市教育振興基本計画

令和6年3月
桶川市・桶川市教育委員会

「生きる力を育み未来へはばたく桶川の教育」の実現を目指して



2020年から3年にわたり続いてきたコロナ禍も落ち着きを見せ、社会経済活動が徐々に活性化し、地域行事等も再開されはじまりましたが、この度のコロナ禍では、社会の在り方や人々のライフスタイル・価値観に大きな変化が生まれ、教育現場においても、児童・生徒一人一台端末の導入など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わりました。市では、こうした社会の変化に対応しながら、教育環境の更なる充実を図るため、小・中学校体育館の空調設備設置、中学校プール授業の民間委託、川田谷生涯学習センターのリニューアル等の各種事業を着実に進めてまいりました。

この度、改定いたしました、「桶川市教育大綱」では、新たな時代を生き抜く子どもたちの健やかな成長に向け、「生きる力を育み未来へはばたく桶川の教育」を将来像に掲げ、「確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実」、「豊かな心の育成と人権意識の高揚」、「健やかな体の育成」、「家庭・地域の教育力の向上」、「生涯にわたる学びとスポーツの支援」、「伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進」の6つの基本方針を定めています。また、新たに策定いたしました「桶川市教育振興基本計画」では、この6つの基本方針を推進していくための20の施策と具体的な取組を定めています。

市といたしましては、今後も、桶川の次世代を担う子どもたちが未来に向けて力強くはばたいていけるよう、学校をはじめ、地域、PTA、教育委員会と連携し、切れ目のないきめ細やかな施策を展開しながら教育行政の更なる充実に取り組んでまいりますので、関係機関の皆様、市民の皆様のより一層のご指導・御協力を賜りますよう、宜しくお願いいたします。

結びに、桶川市教育大綱の改定及び桶川市教育振興基本計画の策定に当たり、パブリックコメント等を通じてご意見等をお寄せいただきました市民の皆様、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

桶川市長 **小野克典**

「桶川市教育振興基本計画」の策定にあたって



現在、私たちの社会は大きな変革の時代を迎えています。AI技術などの目覚ましい技術革新や地球環境の変化への対応、人々の価値観の多様化など、新たな時代に対応できる人材の育成が求められています。さらに国際社会に目を向けますと、国際紛争や原油価格の高騰など、未だ解決の糸口が見えない状況に対応するため、よりグローバルな視点が求められています。

また、子どもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化など、昨今の社会的背景によって大きく変化してきました。いじめや不登校の増加、教育格差や貧困の問題など様々な課題が山積しており、教育に求められる役割は益々重要となってきています。

子どもたちは、教育を通じて課題解決などの経験を積みながら、持続可能な社会を維持・発展させていくことができる人材として、自らが社会の創り手へとなっていきます。そのためには、誰一人取り残さない教育環境を醸成していく必要があります。

このたび策定した「桶川市教育振興基本計画」は、桶川市教育大綱の改定に合わせ、令和6年4月から5年間の教育振興のため総合的かつ計画的に取り組む施策について示したものです。

新たな時代の変化に対応していくために、教育に期待される役割は大きいものがあり、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の実現に向けて、積極的な取組が求められています。

教育委員会では、児童生徒が確かな学力を身に付けるための教職員の資質向上や、ICT環境の充実、多様化する社会に対応したインクルーシブ・人権教育等の推進、体力向上のための教育活動等の充実など、全ての子どもたちが安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを目指してまいります。

また、青少年の健全育成や家庭・地域・学校との連携、そして市民の皆様が生涯学習やスポーツに親しむ機会を充実させ、誰もが輝き続けられる社会の実現に向けて、市長部局との連携を積極的に図り、施策を着実に進めてまいります。

本計画については、毎年実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」により、各取組の進行管理を行い、その結果を公表するとともに、社会変化に対応した事業の見直しを行ってまいります。

結びに、市民の皆様や関係機関の皆様におかれましては、本市の教育行政の推進につきまして、引き続き御理解と御支援をお願い申し上げます。

令和6年3月

桶川市教育委員会教育長

岩田 泉

目次

I 序論

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 教育を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 桶川市教育大綱（桶川市教育行政の基本的な考え方）

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 桶川市教育振興基本計画（桶川市教育大綱基本方針に基づく施策）

- 1 施策の展開の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 施策の展開
 - 基本方針1「確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実」
 - 施策1 教育環境の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 施策2 学校の組織運営の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 施策3 一人一人の確かな学力を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・ 15
 - 施策4 時代の変化に対応する教育の推進・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 施策5 主体的に進路を切り拓く力を育むキャリア教育の推進・・・・ 17
 - 施策6 インクルーシブ教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 施策7 教職員の資質能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 基本方針2「豊かな心の育成と人権意識の高揚」
 - 施策1 豊かな心を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 施策2 いじめ・不登校の未然防止の推進・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 施策3 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 基本方針3「健やかな体の育成」
 - 施策1 体力向上と学校体育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 施策2 学校給食における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

基本方針4「家庭・地域の教育力の向上」

施策1 家庭教育の支援	25
施策2 青少年の健全な育成	26
施策3 家庭・地域・学校の連携・協働の推進	27

基本方針5「生涯にわたる学びとスポーツの支援」

施策1 生涯学習の推進	28
施策2 多様な学習や活動の機会の充実	29
施策3 スポーツ・レクリエーション活動の普及	30

基本方針6「伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進」

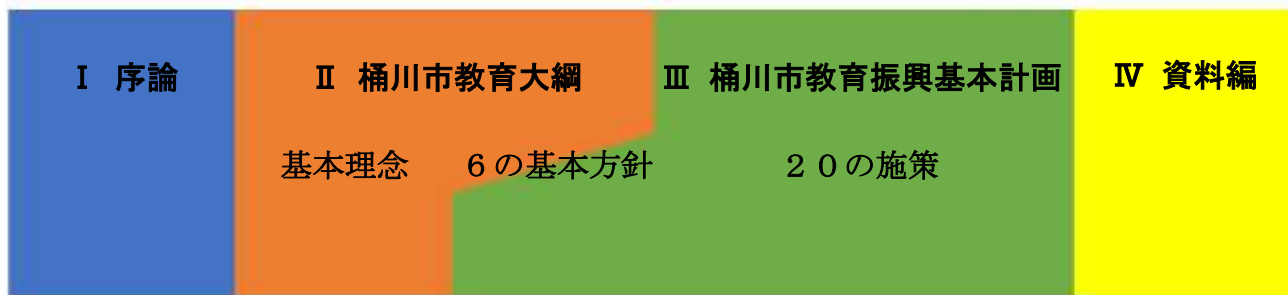
施策1 文化財の保護及び保存・活用の推進	31
施策2 博学連携事業の推進	32

3 指標一覧	33
4 計画の推進に向けた体制	40
5 進捗状況の点検及び計画の見直し	40

IV 資料編

1 用語解説	42
2 桶川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	47

本書の構成



I 序論

I 序論

1 はじめに

(1) 教育大綱及び教育振興基本計画策定の趣旨

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にて、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定され、本市では、平成27年5月に「桶川市教育大綱」を策定しました。

また、このたび、本市の実情に合った「桶川市教育大綱」で示された基本理念や目指す方向性について、社会状況の変化や教育をとりまく環境等の変化を鑑み、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくため、「桶川市教育振興基本計画」を策定しました。

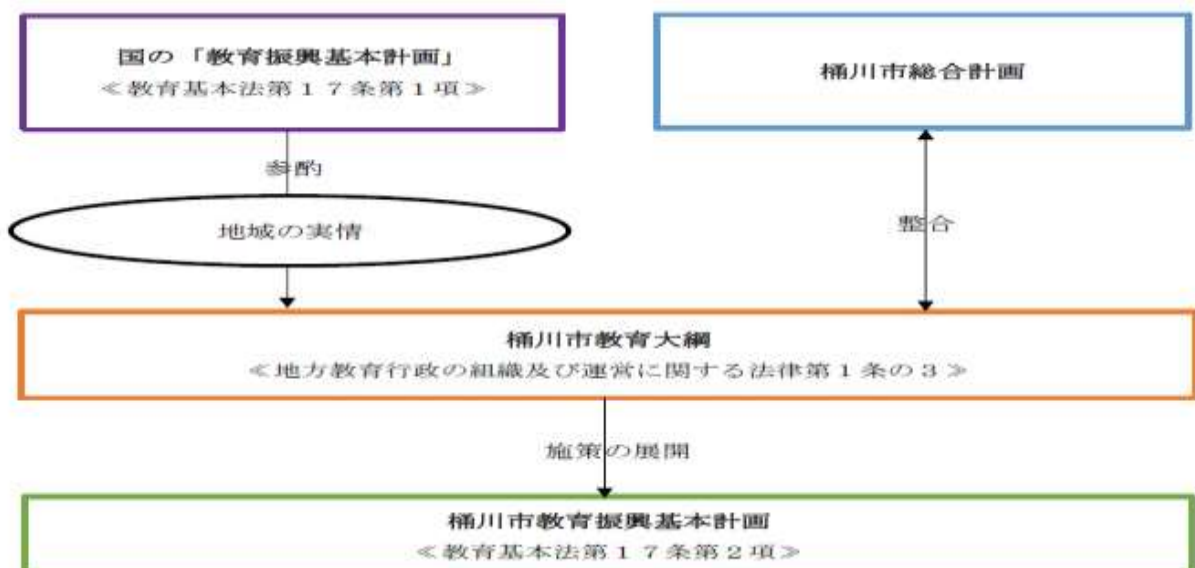
「桶川市教育振興基本計画」は、固定されたものではなく、具体的に施策を実施していく過程においてもその評価検証を行い、社会情勢の変化等に伴い計画変更の必要が生じたときは随時見直しを行い、効率的に施策を推進します。

(2) 位置付け

「教育大綱」は、国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じ、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる理念と方針を示すものです。

また、「教育振興基本計画」は「教育大綱」と同様に、国の「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。

なお、「桶川市教育大綱」及び「桶川市教育振興基本計画」は、「桶川市総合計画」と整合を図っています。



I 序論

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法 抜粋

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(3) 教育大綱・教育振興基本計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。なお、教育を取り巻く社会の状況等の変化に対応するため、適宜見直しを図ります。

計画等	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
	橋川市教育大綱			[実線]							[虚線] 次期		
橋川市教育振興基本計画			[実線]							[虚線] 次期			
橋川市第六次総合計画		[実線] 前期						[実線] 後期					[虚線] 次期
国の教育振興基本計画		[実線]							[虚線] 次期			[虚線]	

2 教育を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の人口推計（令和4年（2022年）1月1日基準）では、人口は、74,822人でしたが、10年後となる令和16年（2034年）には68,574人となり、その後も減少することが予想されています。

また、児童生徒数は、令和4年では、5,543人（児童数3,636人、生徒数1,907人）でしたが、10年後となる令和16年には4,352人（児童数2,837人、生徒数1,515人）となり、その後も減少することが予想されています。

一方、高齢化率は、令和4年では、29.8%でしたが、10年後となる令和16年には31.8%となり、令和36年（2054年）にピークを迎え、36.9%となる予想となっています。

(2) ICTの普及とグローバル化

ICT*（情報通信技術）の普及により、様々なICT*機器を利用することで、世界中の人々が迅速に情報を共有し、コミュニケーションをとることが可能となり、グローバル化*が急速に進展しました。

こうした中、情報を正しく安全に利用するために情報セキュリティ*や情報モラル*等の教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、国際社会で活躍できる人材育成が求められています。

(3) 子どもを取り巻く環境変化

現代社会において、子どもを取り巻く環境は、多岐にわたり変化しています。

デジタル技術の進化によるオンライン学習等の学習環境の拡大、ソーシャルメディア*の普及にともなうコミュニケーションスタイルや情報取得の方法が変化している一方で、情報モラル*やデジタルデバイド*（情報格差）の問題も生じています。

また、多様性やインクルーシブ*が重要視され、子どもたちに対する教育やサポートのあり方が模索されています。

環境問題や食料問題等の地球規模の課題への意識も高まり、子どもたちが時代の変化に対応することのできる知識と能力の育成が求められています。

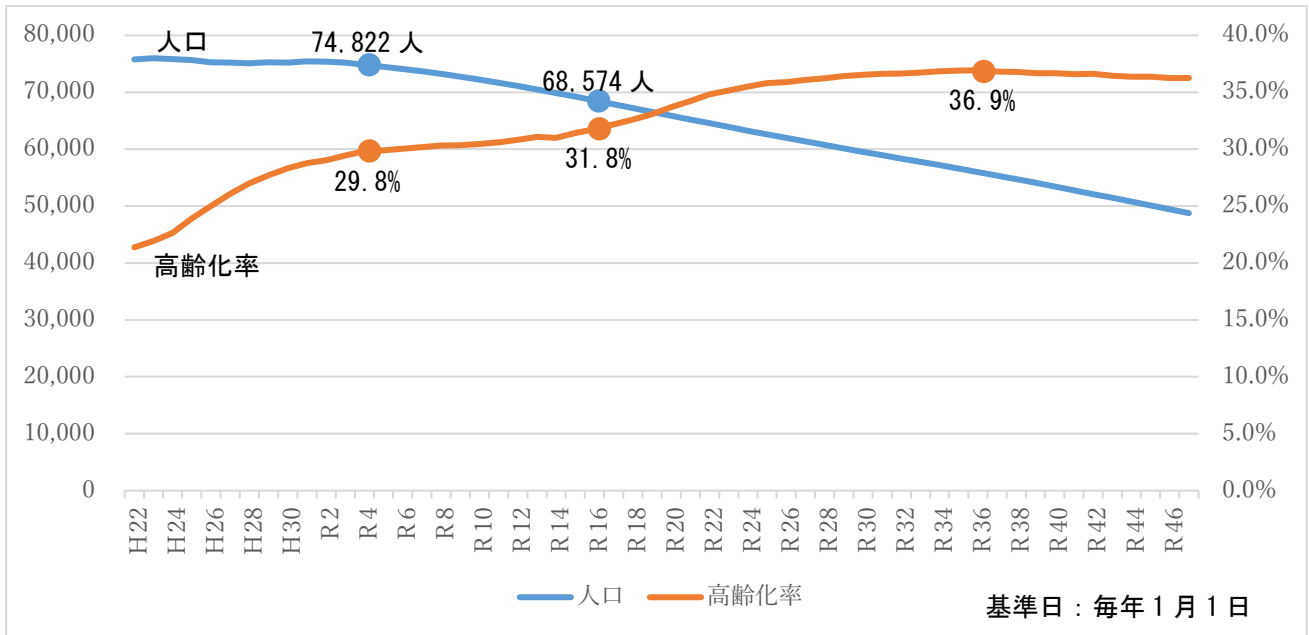
(4) 地域コミュニケーションの希薄化

現代社会において、都市化、ライフスタイルの多様化、デジタル化が進み、人と人との直接的な交流が減少し、地域社会の結びつきが希薄化しています。

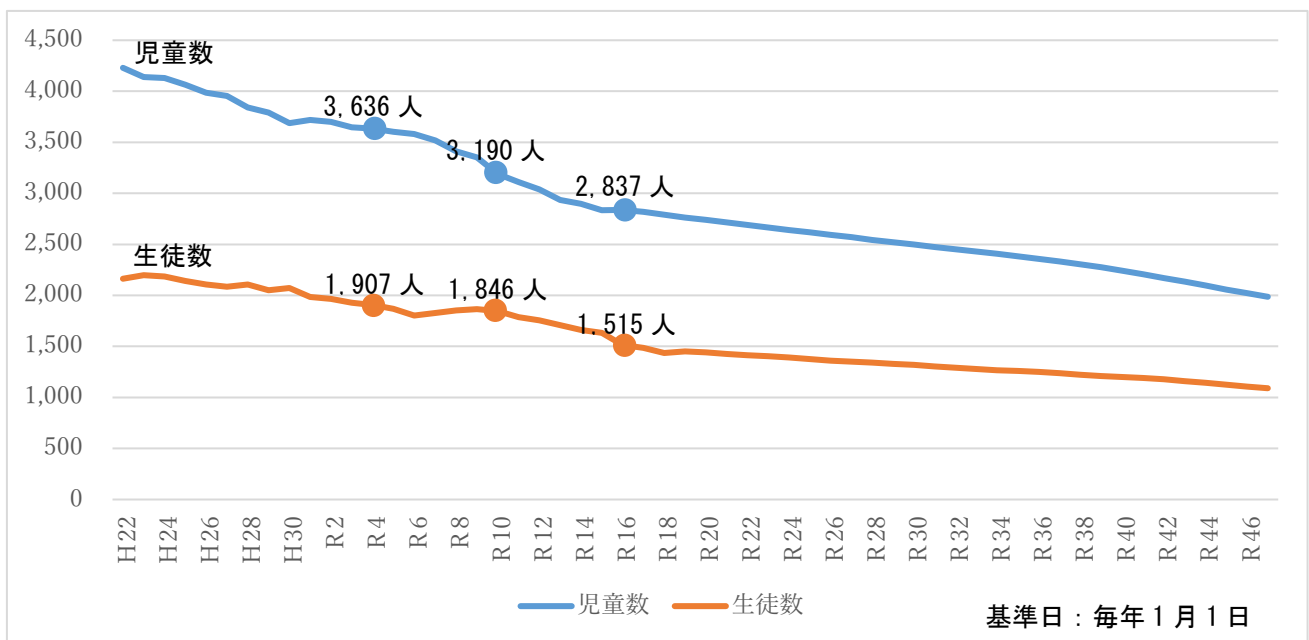
こうした中、地域による子どもたちの健全な育成や、地域住民が積極的にコミュニティへ参加し、地域で支え合うことができるよう、地域の教育施設の活用による「場」や「機会」の提供が求められています。

I 序論

本市の人口推計



本市の児童生徒数の推計



Ⅱ 桶川市教育大綱

(桶川市教育行政の基本的な考え方)

1 基本理念

我が国を取り巻く環境は少子高齢化*の進行、高度情報化社会*の進展、グローバル化*の進展など様々な変化が急速に進んでおり、人々の意識や価値観の多様化も進んでいます。

こうした中、次代を担う子どもたちが、先行き不透明な時代を生き抜くために「自ら学び、考え、判断し、行動する能力」を身に付け、コミュニケーション能力を養うことが求められています。

さらに、思いやりや感動する心と、たくましく生きるための健康や体力を兼ね備えた「生きる力」をしっかりと身に付けることが必要です。

また、「人生100年時代*」を迎える中で、子どもから大人までが生涯にわたって自らの学びを深めながら健康でより豊かに生きていくための環境づくりが重要な課題です。

本市は、豊かな自然や歴史的な遺産、文化施設に恵まれています。このような教育的資源を活かした体験や交流を通じて、豊かな心や郷土愛を育むことも大切です。

本市の教育行政を進めていく基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。



生きる力を育み
未来へはばたく桶川の教育

2 基本方針

基本理念の実現を目指して、6つの基本方針を定めます。

基本方針1「確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実」

子どもたちが社会的に自立して生きていくために、「主体的・対話的で深い学び*」を通じて得た知識や技能を様々な領域で活用していく能力と、誰もが互いに認め合える共生社会*の実現を目指していきます。また、社会の変化に対応できるよう学校の教育力の維持向上のために、教育環境を整備します。

基本方針2「豊かな心の育成と人権意識の高揚」

思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい職業観などの豊かな人間性や社会性を育む体験活動を推進します。また、子どもたちの発達段階に応じた人権感覚の育成に努めるとともに、命の大切さを学ぶことや、多様性を認め合う社会の実現に向けた教育を推進します。

基本方針3「健やかな体の育成」

心身の健康の保持・増進だけではなく、豊かな人間性を育むとともに、体力の向上やスポーツの体験をきっかけとして、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境を整えます。

基本方針4「家庭・地域の教育力の向上」

学校と家庭、地域が一体となって、子どもたちを社会全体で育てていくことを推進していきます。また、活気あふれる社会づくりのために地域コミュニティや社会教育団体の自発的な活動を支える仕組みづくりを目指します。

基本方針5「生涯にわたる学びとスポーツの支援」

人生を豊かにする生涯学習社会を実現するために、多様な学びの場を提供するとともに、学習活動を活かす場づくりを推進します。また、誰もが健康を意識しながら、身近で気軽にスポーツに親しめる社会づくりを推進します。

基本方針6「伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進」

地域の伝統文化に関する活動を支援し活性化を図るとともに、本市の歴史と文化に関する研究を継続的に行い、文化財の保存・活用を推進します。また、学校や地域において、誰もが文化や芸術に触れ合い、親しむことができるよう機会の充実を図ります。

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

(桶川市教育大綱基本方針に基づく施策)

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

1 施策の展開の見方

基本方針	
施策	
(1) 現状と課題	
①	
②	
③	
(2) 施策の方向性	
①	取組番号
②	111
③	112
④	113
(3) 主な取組	
111	
112	
113	

(1) 現状と課題と (2) 施策の方向性の項番 (①等) が対応しています。

(2) 施策の方向性の取組番号と (3) 主な取組の破線で囲んだ番号が対応しています。

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

2 施策の展開

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実		
施策 1 教育環境の整備・充実		
(1) 現状と課題		
①	本市の学校施設は、約 8 割が建築後 40 年を経過するなど老朽化が進み、校舎、給食室等の早急な対策が求められています。また、教育内容等の変化に対応して、I C T*を日常的に活用できる高機能かつ多機能で多様な子どもたちが共に学べる施設環境の整備や、児童生徒の学習・生活の場及び教職員の働く場として、バリアフリー*対策や健康的でかつ安心・安全な施設環境の確保のほか、災害時の避難所としての役割等も求められています。	
②	本市では、G I G Aスクール構想*の実現のため、令和 2 年度に、1 人 1 台端末を導入するとともに、高速大容量の情報通信ネットワーク整備等の I C T*環境の整備を行っていますが、今後、端末等の計画的な更新が必要です。	
③	小・中学校では、在籍する子どもたちの多様な教育的ニーズに応えることのできる学校づくりが求められています。学習活動の充実、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題解決、インクルーシブ*教育の充実を目的とした、子どもたちへの支援体制を整えていくことが必要です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	学校施設の長寿命化を図るため、大規模改修等を計画的に進めるとともに、施設の規模見直しや多機能化によるライフサイクルコスト*の比較検証を行うことで、適正な維持管理や施設整備に取り組むとともに、教育環境の充実を図ります。	111
②	児童生徒の主体的な活動や自らの意思で学ぶことを支え、情報活用能力の育成などに資するため、1 人 1 台端末等の機器・設備を計画的に更新し、I C T*を活用した学習活動の充実を図ります。	112
③	児童生徒一人一人の教育的ニーズに丁寧に対応するために、教育指導補助員等を適正に配置し、きめ細やかな支援により、確かな学力の向上、豊かな心の育成を図ります。	113
(3) 主な取組		
111 学校施設の環境整備	安心・安全・快適に学習できる教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するため、大規模改修等を通じて、校舎、給食室等の老朽化対策や教育環境の整備を推進します。	
112 学校 I C T 環境の整備	児童生徒の 1 人 1 台端末や大型提示装置等の I C T*機器や、高速大容量の情報通信ネットワーク等の整備について、適正な維持管理及び計画的な更新を行い、I C T*環境の整備を推進します。	
113 きめ細やかな指導・支援の充実	各種補助員*を市内小・中学校に配置することにより、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導・支援の充実を図ります。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実	
施策 2 学校の組織運営の改善	
(1) 現状と課題	
<p>① 本市では、学校運営協議会*を全校に設置して家庭や地域との連携を密にした取組を行い、学校の運営に地域の声を取り入れることで地域とともにある学校づくりを進めるとともに、学校応援団*など保護者や地域住民の協力を得ながら、教職員の負担軽減に対する理解促進を図ってきました。引き続き地域との連携を深めながら、教職員に求める業務の負担軽減を図るとともに、ICT*を活用した在校時間の管理、働き方の見直しに向けた意識改革の推進によって、本来あるべき教職員の専門性を発揮しやすい環境を整え、教育の質の向上を図ることが課題です。</p> <p>② 少子高齢化*・核家族化*の影響により、地域における人間関係の希薄化や児童生徒が抱える課題の多様化・複雑化などにより、教職員を取り巻く環境は一層困難化しています。そのような中、ICT*を活用した教育の推進や個に応じた指導の充実、教育課程への対応等、役割が拡大した教職員の長時間労働が全国的な課題です。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 保護者や地域住民等の学校運営への参画を促進し、学校における課題解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進することにより、学校・地域が一体となった教育活動を行います。	121
② 教職員が専門性を生かして自らの授業を磨く自己研鑽の時間や家庭で過ごす時間の確保としてワーク・ライフバランス*を整え、その人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行えるよう働き方を改革*します。	122
(3) 主な取組	
<p>121 地域とともにある学校づくりの推進 教育委員会が学校運営協議会*委員を任命し、各学校に設置した学校運営協議会*の運営状況を把握するとともにコミュニティ・スクール連絡協議会を開催して、各学校の委員同士の交流や情報交換を行うことで、各学校の学校運営協議会*の質の向上、組織力の向上を図ります。</p>	
<p>122 学校における働き方改革の推進 「桶川市立小・中学校における働き方改革*基本方針」のもと、教職員の長時間勤務の縮減を図り、子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革*を推進します。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実		
施策 3 一人一人の確かな学力を育む教育の推進		
(1) 現状と課題		
①	本市の児童生徒の学力は、「学力・学習状況調査*」等の結果によると、小学校の国語では「書くこと」に、中学校の数学では「数と式」に課題があるとされています。社会を取り巻く環境が大きく変化し続ける中、子どもたちが自らの人生を切り拓くための力を身に付けさせるため、基礎的な「知識及び技能」を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力・判断力・表現力等」を育み、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことが求められています。	
②	超スマート社会 (Society5.0) *の実現に向けて、急速な技術革新が進む中、本市においても、児童生徒の1人1台の端末と、それを活用するためのネットワーク環境が整備されました。子どもたちが豊かな人生を生き抜くために、デジタルテクノロジー*の積極的な活用と、未来を見据えた次世代の教育の創造が求められており、今後は授業を中心にさらなる取組を進め、積極的な活用に加えて効果的な活用を積み重ねた授業を実践します。	
(2) 施策の方向性		
	取組番号	
①	学習指導要領*の趣旨を活かし、これからの時代に必要となる様々な力を身に付けられるよう、「主体的・対話的で深い学び*」や「協働的な学び」を通して、分かる喜びと、できた喜びを味わえる授業づくりを推進します。	131
②	GIGAスクールを活用し、これまでの実践の蓄積にICT*を融合した教育を行うことで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人一人の能力や適性に応じて創造性を育む教育を実現します。	132
(3) 主な取組		
131	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業の改善 各種調査（学力・学習状況調査*等）の結果を分析し、成果と課題を検証することによって、課題となる部分に対して効果を発揮できるよう、授業の改善を図ります。	
132	ICTを効果的に活用した授業の充実 誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実施していくために、各教科等の特質に応じた適切な学習場面でのICT*活用について、各学校で研究を深めるとともに、研修会等において方策を発表し、市全体で情報を共有します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実		
施策 4 時代の変化に対応する教育の推進		
(1) 現状と課題		
①	超スマート社会 (Society5.0) *の実現に向けて、急速な技術革新が進む中、学校教育においては、倫理的な視点や、情報セキュリティ*教育が重要となっています。児童生徒が情報の真偽を判断し、安全に活用する資質能力を育むため、端末を活用した授業とともに、情報の取り扱いについて学ばせ、リテラシー*教育や情報モラル*教育の充実が求められています。	
②	現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、環境への負担が少なく持続可能な社会*を構築し、次代へ引き継いでいくためには、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。	
③	グローバル化*の進む社会で多文化共生精神を児童生徒が育むことや、地球規模の課題を自ら発見し解決する力を有した、世界で活躍できる人材の育成が求められています。そのためには、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野をもって地域社会の問題を解決する力や外国語を含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ることが必要です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	ICT*端末を活用した授業と並行して、リテラシー*教育や情報モラル*教育を推進し、児童生徒が実社会で問題に直面した際の判断力・行動力（問題解決力）を育成します。	141
②	持続可能な社会*を実現するために、各校の目標や目指す児童生徒像を踏まえ、環境教育について学んだことを家庭や地域社会での生活に活かすことができるよう、課題発見能力、実践を通じた思考・判断能力を育成します。	142
③	小・中学校とともに、英語指導助手*の適切な配置に取り組み、英語を用いたコミュニケーション能力の向上を図ります。	143
(3) 主な取組		
141	超スマート社会に対応できる児童生徒の育成 1人1台端末の効果的な活用により、児童生徒のデジタルリテラシー*等の向上を図るとともに、情報を正しく安全に利用するための情報モラル*教育を推進し、超スマート社会 (Society5.0) *に対応できる人材を育成します。	
142	主体的に行動できる能力を育てる環境教育の推進 教育委員会と学校が連携を図り、持続可能な社会*の担い手を育成するため、学習指導要領*に基づきSDGs*の視点を含めた教科等横断的な環境教育を推進するとともに、市内小中学校で実施しているグリーンカーテン事業を継続します。	
143	グローバル化に対応する国際理解教育の推進 学校の教育活動を通じて、児童生徒が視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を進めるとともに、各学校に英語指導助手*を配置することで、英語教育を推進します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実		
施策 5 主体的に進路を切り拓く力を育むキャリア教育の推進		
(1) 現状と課題		
①	社会がこれまでにないスピードで変化し、未来の予測が非常に困難な現代においては、自己を正しく理解し、自らの在り方や生き方、関心・能力・適性を考え、将来に対する目的意識をもって進路を主体的に選択決定できる能力や態度が重要です。学校教育においても、キャリア教育*の必要性や意義の理解が高まってきており、実践の成果は徐々に上がってきていますが、体験活動に偏った実践も多いことや、実践の内容・水準にばらつきがあることが課題です。	
②	「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」という観点と、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」という観点の両面を生かしながら、体系的で系統的なキャリア教育*を推進することで、問題や課題に対して受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い、自分で判断しながら、社会の中で他者とともに課題を解決していく力を児童生徒一人一人に醸成していくことが必要です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	発達段階に応じた体系的なキャリア教育*を推進し、児童生徒のキャリア発達を支援することで、児童生徒に自らの学習状況やキャリア形成の見通しと振り返りを行い、自身の変容や成長を自己評価できる力を育成します。	151
②	社会的・職業的自立に向け、体系的な進路指導を推進することで、児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう図ります。	152
(3) 主な取組		
151	キャリア教育の推進 学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ*としてキャリアパスポート*を作成し、活用することで、自己実現や自己のキャリア形成に活かし、特別活動をはじめとしたキャリア教育*を推進します。	
152	進路意識の啓発・高揚 中学校における進路指導の一環として、勤労観や職業観を育成するために「社会体験チャレンジ」を実施したり、生徒や保護者の進路意識を啓発するために「ふれあい講演会」を実施し、地域で活躍する職業人の講演を聞く機会を提供したりすることで、進路意識の啓発・高揚を図ります。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実	
施策 6 インクルーシブ教育の推進	
(1) 現状と課題	
<p>① 多様化した社会においては、障害の有無や年齢、性別、国籍、文化、家庭環境などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え認め合い、誰一人取り残されることなく、全員参加型の共生社会*を目指した包摂的な取組が重要です。障害の有無にかかわらず子どもが、同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を味わい、充実した時間を過ごしなが、生きる力を身に付けていくための環境整備が必要です。</p>	
<p>② 共生社会*の形成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたインクルーシブ*教育を推進するために、多様な学びの場を充実させることが重要です。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な環境で適切な指導が受けられるようにするために、通級指導教室*やことばの教室を設置し、児童生徒の自立に向けての支援が求められています。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 校内の通常の学級と特別支援学級*、地域の特別支援学校などとの連携を図り、障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく活動を推進します。	161
② 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒には、通級による指導を通して、個々の障害の状況に応じた指導を行います。また、「ことばやきこえ」の発達に課題のある児童生徒には、言語聴覚士*の専門的な指導や相談を受けられる体制を整えます。	162
(3) 主な取組	
<p>161 特別支援教育の推進 各学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援を切れ目なく提供する体制を整えます。また、通常の学級、通級による指導、特別支援学級での連続性のある「多様な学びの場」を充実させるとともに、教員の専門性の向上を図ります。</p>	
<p>162 児童生徒への言語指導の充実 ことばの発達に課題のある児童生徒への言語指導や保護者等からの相談対応及び教職員への研修を行い、対象となる児童生徒への理解を深めるとともに、連絡会を構成し学校との連携を図ります。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実	
施策 7 教職員の資質能力の向上	
(1) 現状と課題	
<p>① 教職員は、その職務を遂行するために絶えず研修に努めることが求められています。そのため教育委員会は、計画的に研修を実施し、キャリアに合わせた各種研修の体系的な整備を図らなくてはなりません。また学校では現代的な課題に対して適切な対応をすることが求められ、教育についての不易の内容に加え、流行の内容についても質の高い研修を行っていかなくてはなりません。教職員の働き方を改革しながら、資質能力を向上させていく研修の推進が求められています。</p> <p>② 近年においては、教職員の不祥事根絶が大きな課題の一つとなっており、不祥事に至るまでの経過や背景等をしっかり分析したうえで、不祥事が起こることがないように、教職員一人一人の心に響く研修が必要です。そのため、教職員一人一人に「子どもたちの未来を育てる」という崇高な使命を担っていることや、不祥事は決して他人事ではないという意識啓発を行うとともに、「不祥事根絶アクションプログラム」に基づいた様々な取り組みを行うなど、現状に合わせた工夫のある研修の推進が求められています。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 教職員一人一人のキャリアに合わせた研修や、学校で定めたテーマに沿った研修を推進し、教職員の指導力の向上を図ります。	171
② 教職員一人一人が改めて自分の仕事に対する使命や誇りを再認識し、不祥事が起こることがないように取り組みを推進します。	172
(3) 主な取組	
<p>171 教職員研修の充実 初任者育成授業研修会や学校課題研修会を実施し、教職員が主体となって、本市の教育について研究や理解を深めるとともに、授業実践を通して、資質・指導力の向上を図ります。</p>	
<p>172 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進 各学校における倫理確立委員会の取り組みや、様々な研修の実施などにより、教職員による不祥事の根絶を図るとともに、教職員の心身の健康の保持増進を図るなど、支援するための取り組みを推進します。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 2 豊かな心の育成と人権意識の高揚		
施策 1 豊かな心を育む教育の推進		
(1) 現状と課題		
①	価値観の多様化に伴い、生活の様々な場面で、他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できる考えを見いだす力が求められています。児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むためには、答えが一つではない道徳的な課題に子どもたちが向き合い、考え、議論する体験を伴う学校教育が重要です。	
②	現代社会においては、人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。それらを背景にした児童生徒の生活習慣の乱れや規範意識の低下等、それぞれの問題行動の予防や解決にあたっては、学校・家庭・地域が連携して、一貫性をもった生徒指導体制をすべての学校で整備することが重要です。	
③	現代社会においては、インターネットの普及などにより、手軽に情報を取得できるため、読書離れが急速に進んでいます。こうした中、児童生徒の成長過程において日常的な読書習慣を養い、さまざまな本を通じて新しい世界や視点に触れ、豊かな感情や想像力を育むことが重要です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。	211
②	校内指導体制を確立し、児童生徒の発達を支える発達支持的生徒指導*を推進するとともに、関係機関や学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の問題行動の予防・解決にあたります。	212
③	児童生徒が本に親しむための動機付けとして場の提供だけでなく、デジタル社会に対応した読書環境を整備することにより、児童生徒の読書習慣が養われる支援を行います。	213
(3) 主な取組		
211 道徳教育の推進	道徳教育推進教師及び道徳主任、道徳指導力向上を目指す若手教員等希望者を対象に、「主体的・対話的で深い学び*」となる道徳科の授業展開の工夫をテーマに「桶川市道徳教育研修会」を開催し、道徳教育を推進します。	
212 生徒指導体制の充実	児童生徒の発達段階に応じた適切な生徒指導の推進を図るため、組織的な生徒指導体制を確立し、全教職員の共通理解に基づいた指導を行います。	
213 読書活動を通じた学習の支援	図書館と学校の情報交換を密に行い、団体貸出や図書館見学・体験を通して読書活動に加え、電子書籍を活用した学習の支援を行います。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 2 豊かな心の育成と人権意識の高揚	
施策 2 いじめ・不登校の未然防止の推進	
(1) 現状と課題	
① 「いじめ防止対策推進法」に基づいた、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向となっています。いじめは、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。いじめを早期に発見することで、深刻化、長期化を防ぐため、いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものであるという認識のもとに対応することが求められています。	
② 不登校はどの児童生徒にも起こり得るもので、ひきこもりなど、将来に渡って影響を及ぼすとの指摘もあり、不登校児童生徒の教育の機会の確保や相談体制の充実など、不登校対策を推進していくことが重要です。未然防止では、魅力あるより良い学校づくりや学校風土の「見える化」が求められ、また、早期発見、早期対応では、教育相談体制の充実、多様な学びの場の確保が求められています。多様な要因・背景により、不登校になっているという状況を共感的に理解し、個に応じた支援が必要です。	
③ 児童生徒及び保護者からの相談内容は、多岐にわたります。児童生徒及び保護者が抱える様々な課題に対しては、各関係機関と連携しながら対応していくことが求められています。	
(2) 施策の方向性	取組番号
① いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。	221
② 増加する不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた小・中学校の円滑な接続を推進します。	222
③ 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな教育相談ができる体制を推進します。また、文部科学省によってまとめられた「COCOLOプラン*」を参考に、児童生徒の状況に応じた教育の確保に努めます。	223
(3) 主な取組	
221 いじめ防止対策の推進 関連する委員会や協議会等を通じて、「いじめ防止対策推進法」、「桶川市いじめ防止等のための基本的な方針」等の内容を周知徹底し、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、研修等の充実を図り、いじめ防止への取り組みを推進します。	
222 不登校対策の推進 「不登校対策プロジェクトリーダー連絡協議会」を定期的開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、小中連携を図り不登校の未然防止、早期発見・早期対応の体制の充実を図り、不登校対策を推進します。	
223 教育相談の推進 各学校の相談員による相談活動、桶川市教育センターにおける相談活動、及び適応指導教室*における学習支援等の充実を図り、教育相談を推進します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 2 豊かな心の育成と人権意識の高揚	
施策 3 人権教育の推進	
(1) 現状と課題	
① 児童虐待、ヤングケアラー*、貧困、性的マイノリティ*や発達障害などを 持つ子どもは各学級の中に少なからず存在しています。これらの子どもた ちに寄り添い、支援と指導をしていくことを通じて、子どもの基本的人権 を守りつつ、子どもたちと学んでいくことが求められています。学校では、 様々な人権問題を授業等で学習し、児童生徒一人一人の人権意識を高める 教育活動を行っています。今後さらに、児童生徒の発達段階に応じて、正 しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につ ながるような人権感覚を身に付けさせることが必要です。	
② 近年は、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下にとも なって人権問題は複雑・多様化する傾向にあります。子ども、高齢者、障 害のある人などに対する人権だけではなく、一人一人の価値観の違いに対 する無理解から、インターネットを利用した誹謗中傷やLGBTQ*、災害 時における人権課題など、今まで多く語られなかった内容についても声が あがるなど社会の状況は変化しています。このような新たに顕在化してき た人権課題に対する意識啓発等の取り組みが課題です。	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意識の向上を 図るために、児童生徒一人一人の人権感覚を育成する教育の充実を 推進します。また、様々な人権課題を網羅的に扱うよう、計画的 に教職員研修を行います。	231
② 生涯を通じて互いの人権を尊重し合うことが実践できるよ うな社会を目指して、時代とともに新たに生じた人権課題も含め、 啓発活動等を推進します。	232
(3) 主な取組	
231 学校教育における人権教育の推進 児童生徒が人権について考え、人や自分の気持ちを大切にしながら学校 生活を楽しめるよう、教職員に対して様々な人権課題に対応した研修を行 うことで、正しい理解のもとに学校教育における人権教育を推進します。	
232 社会教育における人権教育の推進 一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、生活のなかで実践できるよ うに、家庭、地域、職域など様々な場を対象とする各種事業を実施し、社 会教育における人権教育を推進します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 3 健やかな体の育成		
施策 1 体力向上と学校体育の充実		
(1) 現状と課題		
①	新型コロナウイルスの影響で運動の機会は奪われ、全国的に児童生徒の体力は大きく低下し、本市の小・中学校で実施した新体力テスト*でも体力は低下傾向にあります。感染症対策や教職員の働き方改革の観点から、学校では朝の運動や休み時間の運動の取り組みは変化しました。今後は毎日の体育授業を充実させて運動が好きな児童生徒を育成し、体力向上を図ることが課題です。	
②	スポーツの経験があっても遊びの延長で気軽にスポーツに触れられる「場」が減ってきています。コロナ禍を経て、スポーツを体験できる「場」の必要性はさらに強まっています。	
③	スポーツ少年団やスポーツ団体の減少傾向に一定の歯止めがかかっていますが、ニュースポーツ*をきっかけに増加したレクリエーション団体は横ばい傾向が続き、生涯スポーツに関する団体の会員数減少が課題です。	
(2) 施策の方向性		
	取組番号	
①	児童生徒の体力向上の第一歩として、体育授業の内容の充実を図ります。教員が楽しい体育授業を意識し、体育が好きな児童生徒を増やしていきます。	311
②	「スポーツをする」という体力向上等に事業を特化せず、連携協定事業を軸としてスポーツを入口とした市民の健康増進につながるきっかけづくりを推進します。	312
③	自発的に組織された団体などが、会員数を維持しながら継続して活動を続けていくことにより、市民の健康保持・増進と本市のアピールにつながる取り組みを支援します。	313
(3) 主な取組		
311 児童生徒の体力向上	子どもたちの運動に対する興味関心を高めるとともに、具体的な目標を定めて児童生徒の体力向上を目指し、体力づくり活動やその指導方法等の内容の充実を図ります。	
312 スポーツに関する連携協定事業の充実	各世代それぞれのニーズに応じたきっかけづくりや体力向上等を図るため、埼玉上尾メディックス、日本体育大学、埼玉西武ライオンズとの連携協定を通じ、各種事業を展開します。	
313 スポーツ・レクリエーション団体等との連携	各種スポーツ・レクリエーション団体やイベントなどの実行委員会に対して補助金等を交付し、心身の健康の保持・増進や生涯にわたって市民がスポーツに親しむことができる環境づくりをサポートします。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 3 健やかな体の育成	
施策 2 学校給食における食育の推進	
(1) 現状と課題	
<p>① 現代は食に関する情報に触れる機会が多く、様々な食材や調理方法が身近に感じられるようになりました。しかし、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や個食などの課題を抱える児童生徒を、学校での食育*をとおして望ましい食生活に導くことが必要となっています。「食べる力」は「生きる力」を育むことに繋がります。児童生徒が、朝ごはんを毎日食べる必要性や家族や仲間と一緒に食べることの楽しさなどを感じながら、食を通じた健康管理の重要性を学び、生涯にわたって豊かな食生活を送れるような指導が求められています。</p> <p>② 本市では自校式によるあたたかで美味しい給食を実施してきましたが、今後は老朽化した給食室の施設改修や備品更新に向けた取組が必要となります。また、桶川産や埼玉県産の農産物を積極的に活用した新しい献立の作成など、さらなる利用拡大のための取り組みが必要です。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 食育*を通して、健康の維持、仲間と一緒に食べる楽しみ、生産者や調理員等への感謝の気持ちなど、児童生徒にとって望ましい食習慣を身につけさせる取り組みを推進します。	321
② 安心・安全な食材の確保及び地産地消*の促進を図るとともに、学校栄養教諭等と連携し、特色のある献立づくりを推進します。	322
(3) 主な取組	
<p>321 食に関する指導の充実 「生きる力」を育む「食育*」の指導方法についての理解を深め、子どもたちの発達に応じた指導力の向上を図ります。</p>	
<p>322 学校給食の充実 発育段階にある児童生徒の健康維持のため、地場産物の活用や、特色のある献立による豊かな学校給食の実施に努めるとともに、調理等の委託業者と施設改善や、物資調達などについて協議・連携のうえ、安心、安全な学校給食を安定的に提供します。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 4 家庭・地域の教育力の向上		
施策 1 家庭教育の支援		
(1) 現状と課題		
①	社会経済や雇用情勢の変化、急速な少子化の進行などにより、地域や家庭を取り巻く子育ての環境は変容しています。また、核家族化*や家庭環境の多様化、地域との繋がり希薄化等で、家庭や地域の子育ての力が低下しているとも言われています。このような中、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されています。幼児期から児童期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大事な時期です。子どもたちの健やかな心身の成長を支え、家庭や地域における子育てを支援することはきわめて重要で、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。	
②	P T A*有志を核として行われる地域のまつりや、途絶えていた子ども会活動の復活など、近年、地縁という繋がりの中で、子どもの成長を一緒に見守り、助け合っていこうという芽も育ってきている一方、P T A*活動においては、役員になった際の負担感がクローズアップされ、全国でP T A*活動に対する見直しなどが図られるとともに、強制ではないこと理由に活動の輪から離れる家庭が増加しています。	
(2) 施策の方向性		
	取組番号	
①	地域の未就学児とその保護者に向け、幼児教育、家庭教育に関する情報や保護者間の交流機会を提供するとともに、居住する地域とも繋がる機会を創出します。	411
②	P T A*活動をはじめとした団体活動に対してだけでなく、いろいろな活動の輪の中に入ることが困難な家庭に対しても、事業を通じて幅広い家庭教育の情報に触れる機会を創出します。	412
(3) 主な取組		
411	未就学児の保護者への子育てに関する学習機会の提供 公民館等の社会教育施設において、未就学児の保護者に向けた「幼児教育」、「家庭教育」に関する学習機会と、地域と繋げる講座等を提供します。	
412	児童生徒の保護者への子育てに関する学習機会の提供 自発的にP T A*活動に取り組みたい保護者へのサポートのほか、家庭における子育て支援に繋がる学習機会を提供します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 4 家庭・地域の教育力の向上	
施策 2 青少年の健全な育成	
(1) 現状と課題	
<p>① 現代社会においては、テクノロジー*の普及により便利な社会になっている一方、デジタルデバイス*への依存によるスクリーン時間の増加などにより、親子の対話や共有の時間が減り、家庭でのコミュニケーションが希薄化しています。こうした中、子どもが自分の興味や才能を追及し、自分の目標を見つけられるよう、子どもの自主性を尊重し、家庭で積極的にコミュニケーションを図る環境づくりが重要です。</p>	
<p>② 現代社会においては、ライフスタイルの多様化や都市化が進み、地域の結びつきが希薄化し、青少年を地域全体で見守る横のつながりが弱くなってきています。こうした中、青少年が地域活動に積極的に参加できる場を多く提供するとともに、子どもは地域で育むという認識を地域住民の一人一人がもち、地域全体で青少年を見守る環境づくりが重要です。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 大人と子どもと一緒に参加できる事業を各地域で展開することによって、子育て中の親子の輪を広げ、子どもの支援だけではなく、親の支援につながるような取り組みを実施します。	421
② 青少年の健全育成について、家庭や地域だけではなく学校をはじめ青少年に関係する各種団体の協力のもと、市民総ぐるみで子どもを育てる取り組みを実施します。	422
(3) 主な取組	
<p>421 生きる力を育む教育の実施 明るい家庭づくりのための支援及び地域における教育の充実を目指して、青少年の生きる力を育む教育に繋がるような、親子と一緒に参加できる事業を展開します。</p>	
<p>422 青少年健全育成のための啓発活動 「青少年健全育成市民会議」を中心として、関係機関と連携しながらみんなで青少年を育てる意識を高めるため、様々な場を通じて啓発活動を実施します。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針4 家庭・地域の教育力の向上		
施策3 家庭・地域・学校の連携・協働の推進		
(1) 現状と課題		
①	いじめや不登校等、学校が抱える課題が複雑化、困難化する中、学校と地域が互いにパートナーとなって未来を担う子どもたちを育てることが必要です。学校と地域と一緒に築きあげてきた学校支援の活動を継承するため、「学校応援団*」の活動が充実するよう協力して、子どもたちの健やかな成長と家庭や地域の教育力の向上を図ります。	
②	本市では、放課後の安全かつ安心な居場所づくりを目的として、市内全小学校の協力のもと、校舎内の教室を借用して放課後子供教室*事業を実施しています。コロナ禍の影響を受けた時期を除いて、参加児童数が増えていることから、ニーズに対応できる事業の継続が求められています。	
③	近年、CSR活動*として企業等が積極的に地域づくりに参画するようになり、様々な分野の知識や能力を持った住民、企業、NPO*などとの連携・協働による学びが進みつつある一方、核家族や単身世帯の増加によって地域とのつながりをもつ機会は急速に減少し、自治会や社会教育団体では参加率の低下や高齢化などが課題です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織を編成し、地域の住民と協力して子どもたちを育てる環境を整えます。	431
②	市内全小学校の教室において、放課後子供教室*事業を実施し、交流活動や様々な体験・学習活動を地域の方々の参画を得ながら、進めてまいります。	432
③	様々な地域の課題やニーズを捉えた事業を実施し、地域や社会教育団体の活動を支援するとともに、NPO*・企業等との連携事業、協働事業などを通じて活気あふれる社会づくりを目指します。	433
(3) 主な取組		
431 学校応援団の活動の充実	市内小・中学校において児童生徒の学習支援や登下校時等の安全確保、学校の環境整備等、学校の教育活動への協力や支援を行うボランティアを組織し、学校・家庭・地域の連携を充実させます。	
432 放課後における地域交流の場の充実	学校や地域及び家庭が連携することにより、子どもたちが地域社会において心豊かで健康に育まれるよう、市内全小学校において、放課後の安全かつ安心な居場所となるように開室日数を確保し、事業の充実を図ります。	
433 地域コミュニティ・社会教育団体への支援	地域の課題やニーズを捉えた講座を開催します。また、自治会などの地域コミュニティや公民館サークルなどが行う自発的な活動を支えるため、「場」の提供、事業協力、協働事業を実施します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 5 生涯にわたる学びとスポーツの支援	
施策 1 生涯学習の推進	
(1) 現状と課題	
<p>① 超高齢社会により、高齢者の中には、それまでの仕事等で得られた知識やスキルを活かしてまだまだ社会に貢献したいと考える人や学びなおしをしたいと考える人が増えていると言われています。「人生100年時代*」を背景に、教える側と教わる側の双方ともニーズがあり、その現状把握が必要です。</p>	
<p>② 本市では、生涯学習の振興に対して、全国の市町村の中では比較的早い時期から取り組みを行ってきた歴史があり、芸術文化活動のうち、文芸桶川や市民芸術文化祭では若い人の参加が若干増えています。潜在的なニーズはあると考えられることから、成果を発表する「場」の確保が求められています。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
<p>① 各地域で個々に地道な活動をしている方の掘り起こしだけでなく、現状の生涯学習情報の取りまとめ方法を見直しながら、生涯学習全体が活性化するように、講座情報などが一元的に確認できるわかりやすい情報発信と人材発掘を行います。</p>	511
<p>② 多くの市民が市内で行われている芸術文化活動に関心をもって、気軽に活動に参加したり鑑賞を楽しんだりすることができるように、市民芸術文化祭を核として、地域の芸術文化活動へ触れる機会の周知を行います。</p>	512
(3) 主な取組	
<p>511 生涯学習の場の提供と人材発掘 多くの市民等が進んで地域の生涯学習の場に参加できるように、学習意欲のニーズに応えることができるような講座情報を分かりやすく提供するとともに、指導者として地域での生涯学習の場を提供できる人材発掘に取り組みます。</p>	
<p>512 芸術文化活動への支援 個人や団体等が取り組む芸術文化活動について、成果を発表し、広くその活動が認知されるような支援をします。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 5 生涯にわたる学びとスポーツの支援		
施策 2 多様な学習や活動の機会の充実		
(1) 現状と課題		
①	教育委員会が主催する事業には毎年一定数の参加者がいるものの、限られた方の参加に留まる傾向がみられます。新たな視点を取り入れて事業をマンネリ化させずに裾野を広げていくためには、近年の行政課題のテーマなどから多様な学習につながる事業が求められています。	
②	歴史民俗資料館は開館以来30年以上が経過しました。この間に所蔵する資料や情報量が増加し、調査研究の成果も蓄積されています。今後は、リニューアルした施設を活用し、貴重な資料や情報を広く市民に公開する取組が求められています。	
③	「人生100年時代*」といわれ将来が予測困難な時代では、過去の経験やスキルを生かすだけではなく新たな知識や技能の獲得が激しい社会変化に対応し充実した人生を送るうえで重要です。社会教育施設は、それぞれのライフスタイルに応じた学習機会の充実や学びの成果を生かす公民館事業等を実施し、誰もが自らの可能性を追求し地域の一員として活躍できるよう生涯を通じた学びの支援が必要です。	
(2) 施策の方向性	取組番号	
①	本市の魅力の発見や旬の話題に触れられる場として、既に定着している事業には大学や学識経験者などと連携して新たな視点を取り入れ、事業をさらに推進します。	521
②	歴史民俗資料館が所蔵する豊富な歴史資料や情報を活用した事業を推進するとともに、利用者がより多くの情報を得られるようICT*技術を応用した情報発信を行います。	522
③	生涯にわたる学びによって「人づくり、地域づくり、つながりづくり」を目指します。	523
(3) 主な取組み		
521	学習機会の創出 施設や人、各種連携機関など、市が有している財産を様々な形で活用したイベント等を実施して、多様な学びの場と学習機会の創出を図ります。	
522	歴史民俗資料館展示・講座の充実 常設展示の運営と並行して、企画展や特別展を実施し、幅広く桶川の歴史と文化を紹介します。また、識者等による常設展、企画展や特別展に関連した講座や講演会などを開催して見学者の理解を深めます。	
523	ライフステージに応じた講座の開催 持続可能な社会*づくりに向けて、自らがその担い手となれるよう講座を開催し、子育て期、児童期、生徒期、成人期、シニア期に応じた学習活動を支援します。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 5 生涯にわたる学びとスポーツの支援		
施策 3 スポーツ・レクリエーション活動の普及		
(1) 現状と課題		
①	全国的には人口減少が一因となってスポーツ指導者の減少やスポーツ推進委員の成り手不足が叫ばれています。スポーツにかかわる人が減少することは、これから心身が成長していく子どもたちの運動能力の向上が停滞するだけではなく、スポーツを通じて培われてきた地域コミュニティの機会の減少につながることに懸念され、新たなスポーツに取り組みたいというニーズに対応するための指導者育成や参加意識の醸成が課題となっています。	
②	本市はスポーツ都市を宣言しているものの、市内の施設の整備状況は周辺自治体に比べて量・質ともに足りず、現在の体育施設や学校開放施設だけではすべての団体が十分な活動をできない状況が続いています。一番新しい体育施設でも設置から10年以上が経過していることに加え、唯一の屋内体育施設は設置から30年が経過しており、施設の維持修繕や整備が課題です。	
(2) 施策の方向性		
	取組番号	
①	市民が継続してスポーツに親しみ、健康増進に寄与できるよう、スポーツ推進委員*と協力するとともに、根幹となる活動を牽引するスポーツ指導者を育成します。	531
②	既存施設の計画的な改修、修繕に取り組むとともに、長期間にわたり公共用地が未利用地にならないよう、暫定的な利用を含めた施設整備を行います。	532
(3) 主な取組		
531	スポーツ指導者の育成 市民の誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくるため、非常勤特別職であるスポーツ推進委員*や（公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づいた指導者が幅広く活躍できるように支援します。	
532	スポーツ施設の充実 スポーツ及びレクリエーション活動が可能な施設を適切に維持管理し、幅広く市民に活用していただける環境づくりを行います。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 6 伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進	
施策 1 文化財の保護及び保存・活用の推進	
(1) 現状と課題	
<p>① 人々の暮らしの中で受け継がれてきた行事や芸能にも、存続の危機に直面しているものがあり、生活様式や地域社会の在り方の変化に伴い、その習慣や伝統が途切れてしまうことは全国的にも珍しいことではありません。地域の歴史や文化について、地域の人たちによる伝承活動が続くような支援が課題です。</p>	
<p>② 本市では、昭和30年代から継続的に文化財を指定して保護と保存を行ってきました。現在は、国、県、市の指定や国の登録を受けた合計69件の文化財のほかに、多種多様な未指定の文化財が今なお多く残されている一方、時代の移り変わりや世代交代、人々の価値観の変化などの中で失われてゆく文化財があることも事実です。文化財行政には、有形文化財*、無形文化財*の現状を的確に把握するための調査と、保存と活用を図りながら次世代へ受け継ぐための財政的な支援が求められています。</p>	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 各地域で行われている様々な行事や芸能について広く周知することなどを通して、次代への伝承を支援し、人々が地域の文化に愛着やプライドを持てる取り組みを推進します。	611
② 詳細な文化財所在調査等を通じて未指定文化財等の状況を把握し、保護施策に関する基礎資料を作成するとともに、保存・活用のための交付金や補助金などの財源を含めた予算を確保します。	612
(3) 主な取組	
<p>611 民俗芸能伝承状況調査の実施 各民俗芸能の紹介や発表機会の創出等に努めるとともに、地域に伝承されている行事や祭礼、民俗芸能などを調査し、記録保存等を行います。</p>	
<p>612 文化財の調査と指定 市内に所在する「有形文化財*」、「無形文化財*」、「民俗文化財*」、及び「記念物」の調査を継続的に行い、学術的価値の高いものや市の歴史上重要なものを指定文化財に指定し、保存と活用を図ります。</p>	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 6 伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進	
施策 2 博学連携事業の推進	
(1) 現状と課題	
① 地域の歴史や文化に関する詳しい情報や教材が身近にあることが、地域に博物館施設があることの大きな利点です。この利点を、市内小・中学校が各々の事情の中で活かせる状況、また、資料館がそうした各々の状況に対応し連携するモデルを構築する必要があります。博物館と学校のどちらかが主導するのではなく、両者の主体性と学芸員*や教職員の相互の専門性を生かして事業を行い、児童生徒の深い学びへ繋げることが求められています。	
② 市内小・中学校では、平成4年度に資料館が開館する以前より、郷土資料の提供や社会科副読本の作成など、文化財担当との協力を重ねてきました。資料館の開館、「総合的な学習」の開始を機に、施設利用や昔の道具・紅花関連の実物資料などの有効利用をさらに進めました。しかしながら、地域の資料に関心のある教職員の異動や、さらには近年のコロナ禍によって、人事交流の停滞や施設利用が制限されてきました。また、社会科、総合的な学習のみならず他教科においても、学習活動への地域資料の活用が求められています。	
(2) 施策の方向性	取組番号
① 地域に博物館施設があることの利点を活かし、歴史民俗資料館の活用方法などについて教職員へ周知するとともに、地域学習の指導等を支援します。	621
② 地域の博物館施設や歴史的資料について専門知識をもつ学芸員*と教職員が連携して学習支援を行うことにより、児童生徒が進んで学習に取り組める環境を整えます。	622
(3) 主な取組	
621 教職員向け講座の実施 教職員が地域の歴史に関する見識を深め、地域学習等の指導に役立てられるよう、教職員を対象とした講座や体験を実施します。	
622 年間指導計画に基づく調べ学習の推進 社会科、総合的な学習の時間等の学習活動において、博物館等の資料や施設を活用した調べ学習に取り組んだり、学芸員*をゲストティーチャーとして招き、専門性を活かした指導を受けたりしながら、児童生徒の深い学びへ繋がります。	

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

3 指標一覧

基本方針1 確かな学力の育成と質の高い教育環境の充実

施策1 教育環境の整備・充実

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
111	小・中学校の施設の満足度	13.0%	上昇	↑
112	児童生徒数1人当たりの教育用コンピューターの台数	1.15台	維持	—
113	全国学力・学習状況調査結果で、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した児童生徒の割合	小65.1% 中60.3%	上昇	↑

施策2 学校の組織運営の改善

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
121	各校における学校運営協議会の充実度	—	上昇	↑
122	時間外在校等時間が45時間以内の職員の割合	小83.6% 中40.9%	上昇	↑

施策3 一人一人の確かな学力を育む教育の推進

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
131	全国学力・学習状況調査結果の正答率で、全国平均を上回る学習指導要領の領域等の割合	91.7%	上昇	↑
132	ICTを授業で活用している教員の割合	81.3%	上昇	↑

施策4 時代の変化に対応する教育の推進

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
141	市主催のICT機器活用研修会における参加者の理解の割合	—	上昇	↑
142	全国学力・学習状況調査結果で、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合	小75.1% 中61.3%	上昇	↑
143	全国学力・学習状況調査結果の中学生英語正答率で全国平均を上回る生徒の割合	47.0%	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

施策5 主体的に進路を切り拓く力を育むキャリア教育の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
151	全国学力・学習状況調査結果で、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	小 83.7% 中 63.7%	上昇	↑
152	社会体験チャレンジ実施後調査における、生徒の進路に対する意識高揚の割合	—	上昇	↑

施策6 共生社会を支える特別支援教育の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
161	通常学級に在籍する特別の教育的支援が必要な児童生徒の個別指導計画作成率	87.8%	上昇	↑
162	ことばの教室連絡協議会に参加したことにより「言語指導への知識理解や理解が深まった」と回答した教職員の割合	—	上昇	↑

施策7 教職員の資質能力の向上

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
171	初任者育成状況授業見学の5段階評価の平均点の1学期の数値と3学期の数値の差	+0.1	上昇	↑
172	学校教育指導員による研修の充実度	3.8	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針２ 豊かな心の育成と人権意識の高揚

施策１ 豊かな心を育む教育の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)
211	全国学力・学習状況調査結果で、「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	小 82.1% 中 78.5%	上昇 ↑
212	埼玉県学力・学習状況調査結果で、「規律ある態度」のうち、8割以上の児童生徒が身に付けている項目数の割合	小 72.2% 中 86.1%	上昇 ↑
213	全国学力・学習状況調査結果で、「読書が好き」と回答した児童生徒の割合	小 73.0% 中 64.1%	上昇 ↑

施策２ いじめ・不登校の未然防止の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)
221	いじめの解消率	80.8%	上昇 ↑
222	不登校児童生徒の割合	2.5%	減少 ↓
223	市内相談件数	6,449件	上昇 ↑

施策３ 人権教育の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)
231	教職員の人権研修会の参加者の割合	12.5%	上昇 ↑
232	講座の満足度	86.2%	上昇 ↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 3 健やかな体の育成

施策 1 体力向上と学校体育の充実

取組 番号	指標	現状値 (2022 年度末)	目標 (2028 年度末)	
3 1 1	新体力テスト総合評価 5 ランク中上位 3 ランクの割合	小 70.7% 中 77.5%	上昇	↑
3 1 2	市内人口に対す連携協定事業に参加した人の割合	2.6%	上昇	↑
3 1 3	市内人口に占めるスポーツ・レクリエーション団体の会員数の割合	9.4%	上昇	↑

施策 2 学校給食における食育の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022 年度末)	目標 (2028 年度末)	
3 2 1	全国学力・学習状況調査結果で、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小 94.2% 中 91.5%	上昇	↑
3 2 2	学校給食における桶川産農産物の利用割合	32.8%	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 4 家庭・地域の教育力の向上

施策 1 家庭教育の支援

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
4 1 1	幼児・家庭教育セミナーの満足度	80.0%	上昇	↑
4 1 2	親の学習講座の満足度	小 95.3% 中 96.6%	上昇	↑

施策 2 青少年の健全な育成

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
4 2 1	親子参加事業の満足度	97.1%	上昇	↑
4 2 2	巡回指導の実施日数の割合	97.5%	上昇	↑

施策 3 家庭・地域・学校の連携・協働の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
4 3 1	学校応援団を含めた学校ボランティアの総数の 対児童生徒総数比率	16.1%	上昇	↑
4 3 2	放課後子供教室の開室日数の割合	33.1%	上昇	↑
4 3 3	市内人口に対する公民館利用者の割合	90.1%	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針5 生涯にわたる学びとスポーツの支援

施策1 生涯学習の推進

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
511	桶川み・ら・い塾人材バンクの新規登録者数	2人	上昇	↑
512	芸術文化祭の参加団体数	34団体	上昇	↑

施策2 多様な学習や活動の機会の充実

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
521	講座等に参加した人の満足度	大学 70.9% 講座 92.5%	上昇	↑
522	来館者の満足度	—	上昇	↑
523	講座参加者数	3,268人	上昇	↑

施策3 スポーツ・レクリエーション活動の普及

取組番号	指標	現状値 (2022年度末)	目標 (2028年度末)	
531	スポーツ少年団の指導者の人数	122人	上昇	↑
532	新たなスポーツ施設の整備数	—	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

基本方針 6 伝統文化・芸術の振興と文化財の保存・活用の推進

施策 1 文化財の保護及び保存・活用の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022 年度末)	目標 (2028 年度末)	
6 1 1	調査実施の件数	1 回	上昇	↑
6 1 2	指定の件数	55 件	上昇	↑

施策 2 博学連携事業の推進

取組 番号	指標	現状値 (2022 年度末)	目標 (2028 年度末)	
6 2 1	教職員講座等の開催回数	1 回	上昇	↑
6 2 2	歴史民俗資料館を活用した出前講座等の実施回数	3 回	上昇	↑

Ⅲ 桶川市教育振興基本計画

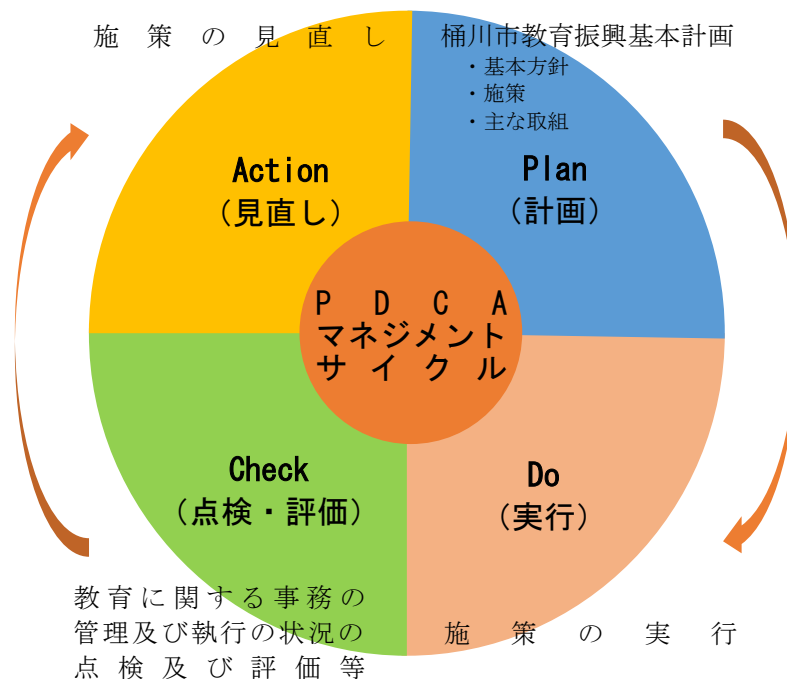
4 計画の推進に向けた体制

この計画の推進にあたっては、桶川市教育委員会だけではなく、桶川市総合教育会議、市長部局、関係機関、各種団体、各学校との連携を図り、全市的に取り組んでまいります。

5 進捗状況の点検及び計画の見直し

桶川市教育振興基本計画は、本市が今後5年間に取り組むべき主な施策について示すものであります。日々変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しております。こうした中、掲げた施策を進めるにあたっては、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）というマネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要であると考えております。

桶川市教育委員会では、この計画の進行管理とあわせて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、年度ごとに教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を実施し、結果を公表します。



参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

IV 資料編

IV 資料編

1 用語解説

行	用語	解説	掲載 ページ
あ	インクルーシブ	教育の現場においては、「すべての子どもを包括する教育」のことで、障害の有無にかかわらず子どもが共に学ぶ仕組みのこと。	4・13・18
	英語指導助手	児童生徒の英語のスキルを向上させるための英語授業の補助教員のこと。	16
か	核家族化	親とその子どもたちが一つの世帯を構成し、共同で生活する家族構成の形態で、家族が比較的小規模で独立して生活する傾向のこと。	14・25
	学芸員	博物館法に定められた博物館（美術館、天文台、科学館、動物園、水族館、植物園を含む。）における専門的職員のこと。	32
	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるもの。	15・16
	各種補助員	教育指導補助員、理科支援員、学校図書館教育補助員、日本語指導員、スマイル相談員、さわやか相談員、学習支援室専任職員、ICT支援員、看護師	13
	学力・学習状況調査	子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査のこと。	15
	学校運営協議会	保護者や地域住民が学校運営に参画し、子どもたちの育成の方向性や方法を考え、地域の協力を得ながら教育に反映される仕組みを有した組織のこと。	14
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。	14・27
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。	17
	キャリアパスポート	自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりするため、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動を記録・蓄積するもの。	17
	共生社会	障害の有無や年齢・性別の違いなど、様々な違いのある人々が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共に生きていく社会のこと。	9・18
グローバル化	個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。	4・8・16	

IV 資料編

行	用語	解説	掲載 ページ
か	言語聴覚士	言語、音声、聴覚、コミュニケーションに関連する問題に対処し、支援を提供する専門家のこと。	18
	高度情報化社会	デジタル技術、通信技術、人口知能、大規模データ処理、インターネットなどの先進的な情報技術が広く普及し、情報の迅速な収集、処理、共有が可能になり、コミュニケーション、ビジネス、教育、医療などの分野で変革が生じる社会のこと。	8
さ	持続可能な社会	有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、「環境」、「経済」、「人間社会」のバランスが取れた地球生態系を維持できる社会のこと。	16
	主体的・対話的で深い学び	「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること等に向かうこと。	9・15・20
	少子高齢化	国や地域において、出生率の低下と平均寿命の増大が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める割合がともに上昇していくこと。	8・14
	情報セキュリティ	企業や組織の情報資産を「機密性」、「完全性」、「可用性」に関する脅威から保護すること。	4・16
	情報モラル	個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなど情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度のこと。	4・16
	食育	生涯を通じて健全な食生活を実践するために、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化を継承し、自然の恵みなどを理解するもの。	24
	人生100年時代	ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の平成19年(2007年)生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとされている。	8・28・29

IV 資料編

行	用語	解説	掲載 ページ
さ	新体力テスト	文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和39年(1964年)以来行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成11年(1999年)に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテストのこと。	23
	スポーツ推進委員	市のスポーツ推進のため、住民に対し、スポーツの事業に係る連絡調整、スポーツの実技指導、その他スポーツ推進のための指導。助言を行う者のこと。	30
	性的マイノリティ	性自認、性的指向のあり方が多数派と異なる性的少数者のこと。	22
	ソーシャルメディア	個人や組織などのユーザーが情報を発信・共有・拡散し、情報交流することで形成されるインターネット上のメディアの総称。	4
た	地産地消	地域生産・地域消費の略語。地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。	24
	超スマート社(Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。	15・16
	通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍している言語障害、難聴、自閉症、情緒障害などの児童生徒に対して、各教科の指導は主として通常学級で行いつつ、一人一人の障害に応じた特別な指導を行う場のこと。	18
	適応指導教室	不登校の児童生徒を対象に、学校以外の場所や学校内のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら学校生活への復帰を支援することを目的に設置された場のこと。	21
	テクノロジー	機械、電子、情報技術など様々な分野にわたり、化学的な知識と工学の原則を用いて、問題の解決や目標の達成に役立つ手段や方法のこと。	15・26
	デジタルデバイス	スマートフォン、タブレット端末などのデジタル製品の総称。	26
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。	4

IV 資料編

行	用語	解説	掲載 ページ
た	デジタルリテラシー	デジタル技術を用いて安全かつ適切に情報にアクセスしたり、情報を管理、理解、統合、伝達、評価、作成したりする能力のこと。	16
	特別支援学級	障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。	18
な	ニュースポーツ	幅広い年齢層を対象に技術やルールが比較的簡単で、レクリエーションの一環として楽しむことを主眼においたスポーツのこと。	23
は	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革のこと。	14
	発達支持的生徒指導	児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるように働きかける指導のこと。	20
	バリアフリー	あらゆる人が制約なく利用できるように設計された状態や施設のこと。	13
	放課後子供教室	子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後に児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業のこと。	27
	ポートフォリオ	学歴、スキル、実績、プロジェクトなどの経歴を包括的に示すもの。	17
ま	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。	31
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いものの総称。	31
や	ヤングケアラー	高齢、身体上、精神上的の障害または疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。	22
	有形文化財	建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものの総称。	31

IV 資料編

行	用語	解説	掲載ページ
ら	ライフサイクルコスト	構造物や製品などの費用を、調達・製造、使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。	13
	リテラシー	情報やメディアなどある分野に関する知識やそれを活用する能力。	16
わ	ワーク・ライフバランス	仕事と仕事以外の生活（友人関係、家族関係、趣味など）に関しての日々の時間の割合・比率。「働きすぎ」に陥らず、友人・家族などとの時間や趣味などに時間をしっかりと割り当てることで心身を健康に保つことを目的とする。	14
C	COCOLOプラン	文部科学省によってまとめられた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策のこと。	21
	CSR活動	企業が法令を遵守しながら、自らの事業活動が社会や環境に与える影響を考慮し、持続可能な発展と社会全体への貢献を目指す取り組み。	27
G	GIGAスクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。児童生徒1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。	13・15
I	ICT	Information and Communication Technology の略。情報（インフォメーション）や通信（コミュニケーション）に関する技術の総称。	4・13・14・15・16・29
L	LGBTQ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。	22
N	NPO	Non Profit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。	27
P	PTA	Parent and Teacher Association の略。各学校で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体。	25
S	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	16

IV 資料編

2 桶川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

桶川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成30年7月3日教育長決裁)

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき定める地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「桶川市教育振興基本計画」という。)を策定するため、桶川市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、桶川市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき桶川市教育振興基本計画の案を作成するため、策定委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

(2) 副委員長は、教育部副部長の職にある者をもって充てる。

(3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(4) 前号に掲げる者のほか教育長が必要と認める者。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、策定委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

IV 資料編

(報告)

第7条 委員長は、桶川市教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、策定委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 策定委員会に、桶川市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定をもって、その効力を失う。

附 則(令和4年10月24日教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

教育総務課長 学校支援課長 学務課長 生涯学習・スポーツ推進課長 文化財課長 公民館長 歴史民俗資料館長

桶川市教育大綱・桶川市教育振興基本計画

令和6年3月策定

発行 桶川市・桶川市教育委員会

担当 桶川市教育委員会事務局教育部教育総務課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

TEL 048-786-3211 (代)

<https://www.city.okegawa.lg.jp>
